社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

「検査料の点数の取扱いについて」の一部差換えについて

先日、「検査料の点数の取扱いについて」(平成24年3月30日付保医発0330第8号)をお送りしたところですが、下記のとおり誤記がございましたので差換えをお願いいたします。

記

訂正箇所1

本文中1(4)及び別添1第2章第3部(4)

誤:1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-4(3)の次に次のように加える。

(4) ССRタンパク (フローサイトメトリー法による場合)

正:1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-4(3)の次に次のように加える。

(4) CCR 4 タンパク (フローサイトメトリー法による場合)

訂正箇所2

本文中2(3)ア及び別添1第2章第13部(3)ア

誤:ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的 として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方 針の決定までの間に1回を限度として算定する。

正:ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的 として、FISH法により<u>遺伝子標本作製</u>を行った場合に、当該薬剤の投与方針の 決定までの間に1回を限度として算定する。 地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長 都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成24年4月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-4(3)の次に次のように加える。
 - (4) CCR 4 タンパク (フローサイトメトリー法による場合)
 - ア CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を行った場合は、 区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・ 定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定す る。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番 号「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。
 - イ CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)及びCCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。
- 2 別添1第2章第13部第1節N005(1)中「FISH法又はSISH法」を「FISH法、SISH法又はCISH法」に改め、(2)の次に次のように加える。
 - (3) ALK融合遺伝子標本作製

- ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- イ ALK融合遺伝子標本作製は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査 及び「D006-9」のWT1mRNAの所定点数を併せて算定する。その 際、「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1mRNA に係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。
- (4) CCR4タンパク (免疫染色病理組織標本による場合)
 - ア CCR4タンパク(免疫染色組織標本による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。
 - イ CCR4タンパク (免疫染色病理組織標本による場合) 及びCCR4タンパク (フローサイトメトリー法による場合) を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後

現行

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特揭診療料

第3部 検査

D006-4 遺伝学的検査

 $(1) \sim (3)$

(略)

(4) CCR4タンパク (フローサイトメトリー法による 場合)

ア CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番号「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。

イ CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)及びCCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

第13部 病理診断

NOO5 HER2遺伝子標本作製

(1) HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノ クローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する ことを目的として、FISH法、SISH法又はCI

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特揭診療料 第3部 検査

D 0 0 6 - 4 遺伝学的検査 (1)~(3) (略)

第13部 病理診断

NO05 HER2遺伝子標本作製

(1) HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノ クローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する ことを目的として、<u>FISH法又はSISH法</u>により

- <u>SH法</u>により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- (2) (2) 本標本作製と区分番号「NOO2」免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。
- (3) ALK融合遺伝子標本作製
 - ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投 与の適応を判断することを目的として、FISH法 により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の 投与方針の決定までの間に1回を限度として算定す る。
 - イ ALK融合遺伝子標本作製は、区分番号「DOO 6-4」の遺伝学的検査及び「DOO6-9」のW T1mRNAの所定点数を併せて算定する。その際、「DOO6-4」の遺伝学的検査及び「DOO6-9」のWT1mRNAに係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。
- (4) CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合) ア CCR4タンパク(免疫染色組織標本による場合) を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。
 - イ CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)及びCCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

- 遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍 剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定 する。
- (2) (2) 本標本作製と区分番号「N 0 0 2」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。